

管理職手当に関する規則

平成11年7月1日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第5号）においてその例によることとされている職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号。以下「条例」という。）第7条の2第1項の規定に基づき、管理職手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給割合等)

第2条 条例第7条の2第1項の規定により、管理職手当を支給する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の月額を、別表に掲げるとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。
- 2 別表の職の欄に掲げる職のうち、事務局長の職にある職員の管理職手当の月額は、平成23年4月1日から平成25年6月30日までの間は、別表の支給額の欄の管理職手当の額から、その100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- 3 別表の職の欄に掲げる職のうち、マネージャーの職にある職員の管理職手当の月額は、平成24年4月1日から平成25年6月30日までの間は、別表の支給額の欄の管理職手当の額から、その100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- 4 別表の職の欄に掲げる職のうち、事務局長の職にある職員の管理職手当の月額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、別表の支給額の欄の管理職手当の額から、その100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則（平成12年4月1日規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月1日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 管理職手当を支給する職員のうち、この規則による改正後の管理職手当に関する規則第2条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間において、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に100分の50を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

3 前項に規定する経過措置基準額とは、施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の額をいう。

附 則（平成21年4月1日規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月22日規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月15日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

組 織	職	支給額
事務局	事務局長	110,300円
	マネージャー	91,500円

